

第2章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

【1】国の基本指針について

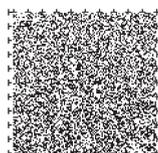
1 基本指針の見直し

令和5年5月19日、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

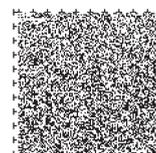
基本指針は、市町村及び都道府県が、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6～令和8年度までの、本計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

【基本指針見直しの主なポイント（要旨）】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
5 発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設



基本指針	見直しのポイント
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
9 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県が提供する障がい福祉情報の活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の柔軟化 ・ 障害福祉サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8年度末の成果目標について、次の通り掲げています。

【 成果目標（令和8年度末の目標）の見直しのポイント（要旨） 】

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

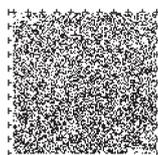
- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上



5 障がい児支援の提供体制の整備等

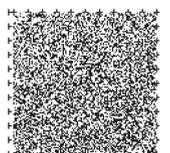
- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質向上のための体制を構築



【2】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- (1) 令和4年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- (2) 令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■本市の目標■

(1) 施設入所者の地域生活への移行

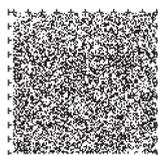
- 令和4年度末時点の施設入所者数185人に対して、令和8年度末までに11人(5.9%)が地域で暮らすことをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)	備考
施設入所者の地域生活への移行者数	4人	11人	・令和8年度末までの地域生活への移行者数(A)
地域生活への移行率	2.2%	5.9%	(A/令和4年度末時点の入所者数185人)

(2) 施設入所者の削減

- 令和4年度末時点の施設入所者数185人に対して、令和8年度末までに施設入所者数を9人(4.9%)減らすことをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)	備考
施設入所者の削減数	4人	9人	・令和8年度末時点での削減見込者数(B)
施設入所者の削減割合	2.2%	4.9%	・令和4年度末時点の入所者数(185人)からの削減割合(B/185人)



2 地域生活支援の充実

■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- (2) 令和8年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■本市の目標■

(1) 地域生活支援拠点等の状況

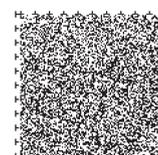
- 令和8年度末までに、コーディネーターを2人、障害福祉サービス事業所等の担当者を20人配置し、運用状況の検証及び検討を年2回実施します。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所	1箇所
② コーディネーターの配置人数	—	2人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	—	20人
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	—	2回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築	—	構築済み

(2) 強度行動障がいをもつ障がいの者の支援体制の整備

- 令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ障がいの者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
強度行動障がいをもつ障がいの者に関するニーズ把握等の実施及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	—	実施済み



3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- (2) 上記(1)のうち、就労移行支援事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- (3) 上記(1)のうち、就労継続支援A型事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上をめざす。
- (4) 上記(1)のうち、就労継続支援B型事業から、令和8年度末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上をめざす。
- (5) 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

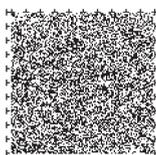
【就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標】

- (6) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【就労定着支援事業所利用後の就労定着率[※]に関する目標】

- (7) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合



■本市の目標■

- 令和8年度末までに22人が一般就労することをめざします。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8年度末までに8人が一般就労することをめざします。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8年度末までに3人が一般就労することをめざします。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8年度末までに9人が一般就労することをめざします。
- 令和8年度末までに9人が就労定着支援を利用することをめざします。

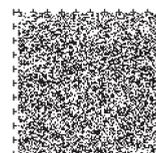
	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	17人	22人	1.29倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	6人	8人	1.33倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	2人	3人	1.50倍 (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	7人	9人	1.29倍 (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	6人	9人	1.50倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の割合を50%以上とすることをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
就労移行支援事業所数	—	6箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	—	3箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—	50.0% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率を7割以上にすることをめざします。

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
就労定着支援事業所数	1箇所	1箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所	1箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100.0% (25%以上)	100.0% (25%以上)



4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

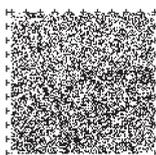
■国の基本指針■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (8) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■本市の目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	16人	17人	17人	16人	16人	16人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	0人	1人	1人/月	1人/月	1人/月
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	5人	7人	9人	11人/月	11人/月	12人/月
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	41人	48人	56人	65人/月	70人/月	75人/月
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人/月	1人/月	1人/月
⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	—	—	—	30人/月	33人/月	35人/月

※ 令和5年度の実績値は見込み



5 障がい児支援の提供体制の整備等

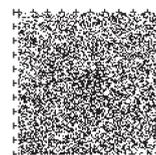
■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- (2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (4) 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (5) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- (6) 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■本市の目標■

	令和5年度 (実績見込み)	令和8年度 (目標)
① 児童発達支援センターの設置数	2箇所	3箇所
② 保育所等訪問支援事業所の箇所数	—	4箇所
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	3箇所	3箇所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	3箇所	3箇所
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)の推進体制 [※] の構築	—	有
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	—	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2人	3人

※児童発達支援センター内設置見込み



6 相談支援体制の充実・強化等

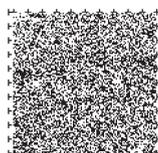
■国の基本指針■

- (1) 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- (2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- (3) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- (4) 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- (5) 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- (6) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	34件	31件	31件	31件	31件	31件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	34件	31件	31件	31件	31件	31件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	—	24回	24回	24回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	—	—	—	0人	0人	1人

※ 令和5年度の実績値は見込み



■国の基本指針■

- (7) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- (8) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- (9) 協議会の専門部会の設置の有無
- (10) 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■協議会での検討状況に関する目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	—	—	—	4回	4回	4回
⑧ 参加事業者・機関数	—	—	—	99	99	99
⑨ 専門部会の設置	—	—	—	有	有	有
⑩ 専門部会の実施回数	—	—	—	88回	88回	88回

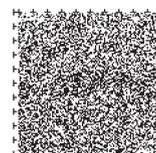
7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■国の基本指針■

- (1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- (3) 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- (4) 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■本市の目標■

		進捗状況			目標数値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2人	2人	2人	2人	2人	2人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	—	—	—	有	有	有
	実施回数	—	—	—	1回	1回	1回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		—	—	—	有	有	有
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数		—	—	—	1回	1回	1回



8 発達障がい者等に対する支援

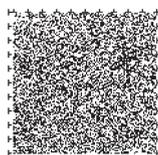
■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本市の目標■

	進捗状況			目標数値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	52人	49人	38人	98人	98人	98人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	—	—	—	4人	4人	4人
③ ペアレントメンターの人数	10人	12人	11人	12人	12人	12人
④ ピアサポート活動への参加人数	—	—	—	12人	12人	12人
⑤ 基幹相談支援センターで発達障がいの専門相談に対応できる人数	—	—	—	2人	3人	3人

※ 令和5年度の実績値は見込み



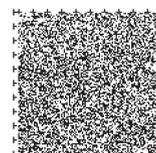
【3】第7期障がい福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助、外出時の移動補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスです。



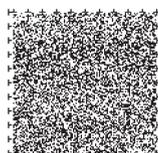
【訪問系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	181	177	190	195	200	205
	時間/月	3,957	3,302	3,610	3,705	3,800	3,895
重度訪問介護	人/月	3	2	2	2	2	2
	時間/月	148	173	173	173	173	173
同行援護	人/月	12	11	12	13	14	15
	時間/月	221	160	221	226	231	236
行動援護	人/月	97	110	127	136	145	153
	時間/月	783	894	1,029	1,069	1,169	1,278
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	293	300	331	346	361	375
	時間/月	5,109	4,529	5,033	5,173	5,373	5,582

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

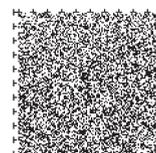
- 利用者一人一人の状態やニーズに応じて、安定した障害福祉サービスが提供できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、福祉、介護人材の確保及び支援に取り組めます。
- 障害福祉サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。



2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスです。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
短期入所（福祉型、医療型）	介護する人が病気の時などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。



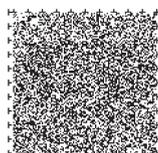
【日中活動系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	562	559	569	580	591	602
	人日/月	9,453	9,530	10,128	10,324	10,520	10,716
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	2	0	0	0	0
	人日/月	60	46	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	35	35	37	40	43	46
	人日/月	406	507	555	600	645	690
就労移行支援	人/月	30	27	26	26	26	26
	人日/月	564	505	486	486	486	486
就労継続支援 (A型)	人/月	70	68	68	68	68	68
	人日/月	1,488	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
就労継続支援 (B型)	人/月	389	424	458	495	535	579
	人日/月	6,579	7,283	7,923	8,564	9,256	10,017
就労定着支援	人/月	8	15	15	20	25	30
療養介護	人/月	35	36	38	40	42	44
短期入所 (福祉型)	人/月	78	88	89	90	91	92
	人日/月	533	443	570	576	582	589
短期入所 (医療型)	人/月	9	24	24	25	26	27
	人日/月	48	87	87	90	93	97

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう障害福祉サービス提供体制の確保に努めます。
- 市内企業等を対象に障がい者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用を促進するための情報提供に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図るとともに、障がい者相談支援センターにおける就労相談や就労体験実習等により、就労に向けた支援を図ります。
- 就労定着支援は、一般就労に移行した方が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携して、障害福祉サービスの周知や利用の促進に努めます。
- 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要な障害福祉サービスであることから、事業所に対して障害福祉サービスの充実に向けた働き掛け等を行います。



3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
自立生活援助	障害者支援施設などを利用していただけ、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行う障害福祉サービスです。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行う障害福祉サービスです。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行う障害福祉サービスです。

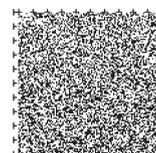
【居住系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	1	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	143	149	165	183	203	225
施設入所支援	人/月	183	185	184	181	179	174

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 自立生活援助については、社会福祉法人等に対して適切な情報提供を行うなどしながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 社会福祉法人等へグループホームの整備を働き掛け、情報提供を行います。
- 施設入所支援については、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域生活への移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。



4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障がいのある人に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

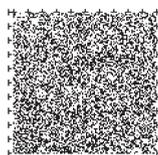
【相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	283	281	297	314	332	351
地域移行支援	人/月	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	8	6	6	6	6	6

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

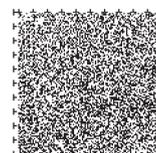


5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障がい又は精神障がいのある人に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がいのある人の地域における生活支援を促進します。



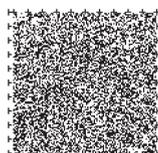
【必須事業の見込量】

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人/年	11	7	8	9	10	11
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	43	41	41	42	43	44
	手話通訳者設置事業	人/月	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	14	12	17	18	19	20
	自立生活支援用具	件/年	18	32	39	43	47	51
	在宅療養等支援用具	件/年	33	37	42	44	46	48
	情報・意思疎通支援用具	件/年	15	23	54	58	62	66
	排せつ管理支援用具	件/年	3,438	3,690	3,554	3,600	3,646	3,692
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	5	2	5	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業		人/年	21	13	17	20	20	20
移動支援事業		人/月	130	159	165	172	179	186
		時間/月	771	766	858	894	931	967
地域活動支援センター事業		箇所	3	3	3	3	3	3
		人/月	178	169	182	197	212	232

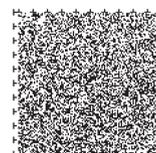
※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障がいのある人への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。
- 相談支援事業は、東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業は、東広島市社会福祉協議会権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用を周知するとともに、必要に応じて市長に申し立てを行うなど、権利の擁護を実施します。



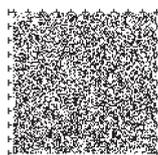
-
- 意思疎通支援事業は、日常生活の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。
 - 日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の日常生活が円滑に行われるように、必要とされる用具の給付を検討します。
 - 移動支援事業は、外出が困難な障がいのある人の外出の際の移動を支援します。
 - 地域活動支援センター事業は、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等、障がいのある人の地域生活を支援します。
-



(2) 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障がい者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
生活訓練事業	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進・交流等を進めるとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障がい者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障がいのある人が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。
奉仕員養成事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を行います。点訳奉仕員と朗読奉仕員養成課程を2年ずつ交代で実施します。また、点訳奉仕員は1回の受講期間が2年間となります。
自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費給付事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることで、知的障がいのある人の福祉の向上を図ります。



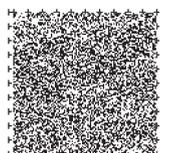
【任意事業の見込量】

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	7	6	6	6	6	6
	訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	10	8	6	6	6	6
	生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	64	47	63	86	101	116
	日中一時支援事業	人/月	87	90	90	90	90	90
		人日/月	387	373	373	373	373	373
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		人/年	55	67	72	78	84	91
	点字・声の広報等発行事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	13	13	13	13	13	13
	奉仕員養成事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	8	9	9	9	9	9
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	1	2	4	5	6	7
	自動車改造費給付事業	件/年	6	4	2	2	2	2
就労支援・知的障がい者職親委託事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	人/月	15	15	15	15	15	15	

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 日常生活支援にかかる事業については、障害福祉サービス提供体制の充実に努めます。
- 社会参加支援にかかる事業については、広く周知を図ります。



【4】第3期障がい児福祉計画

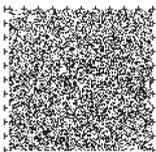
障がい児に対する福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がいのある子どもを取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がいのある子どものニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 障がい児への支援

(1) 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療的管理下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。



【障害児通所支援の見込量】

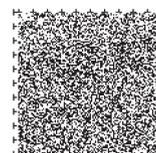
サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 ^注	人/月	388	475	498	522	548	575
	人日/月	2,079	2,598	2,727	2,863	3,006	3,156
医療型児童発達支援 ^注	人/月	12	12	12	-	-	-
	人日/月	126	155	155	-	-	-
放課後等デイサービス	人/月	1,285	1,513	1,588	1,667	1,750	1,837
	人日/月	7,092	8,091	8,495	8,919	9,364	9,832
保育所等訪問支援	人/月	2	5	6	7	9	11
	人日/月	2	5	7	8	10	12
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	3	0	1	1	1	1

※ 令和5年度の実績値は見込み

注：児童発達支援は、令和6年4月1日から福祉型と医療型が統合

【見込量の確保の方策】

- 障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所に対し障害福祉サービスの充実に向けた働き掛け等を行います。
- 自立支援協議会のこども部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障がいの特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。



(2) 障害児相談支援等

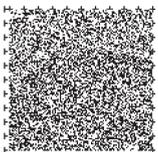
【サービスの概要】

サービス名	概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害福祉サービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【障害児相談支援等の見込量】

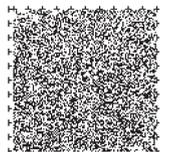
サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	109	133	147	160	165	170
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	2	2	2	2	3	3

※ 令和5年度の実績値は見込み



【見込量の確保の方策】

- 障がいのある子どもやその家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるよう障害福祉サービスの充実に向けた働き掛け等を行います。
 - 基幹相談支援センターや自立支援協議会のこども部会において、情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。
 - 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。
-



2 障がい児に対する子ども・子育て支援等

種別	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(園)	人/月	183	234	282	300	310	322
認定こども園	人/月	63	67	34	50	57	67
放課後児童健全育成事業	人/月	199	203	223	224	219	215

※ 令和5年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 支援が必要となる児童について、保育所（園）や放課後児童クラブ等での受け入れ体制を可能な範囲で整え、健全な心身の発達を促します。
- 医療的ケアが必要な児童についても、個々の障がいに応じた支援体制や施設状況を関係者とともに総合的に判断しながら充実をめざします。
- 「東広島市子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障がいのある子どもへの支援を総合的に推進します。

